



大きな港もあれば小さな港もあります。
港にはどのような種類があるのですか？



A 港は利用の仕方によって種類がわかれます。漁港や商港、工業港、観光港、避難港などに分類されます。

漁港には漁船が出入りして、魚やそのほかの海産物の取りあつかいが中心です。商港では、コンテナ船や貨物船が一般貨物の積みおろしを、工業港では、原油タンカーや液化ガス専用船、鉱石専用船が出入りして、近くにある工場の原材料や製品などをあつかいます。観光港は、クルーズ客船や観光船が出入りする港です。避難港は、天候の悪い時などに小型の船が避難する港のことです。

大きな港には、いろいろな施設・設備がもうけられています。大阪港にも、旅客や一般貨物を取りあつかう「商港区」、石炭や鉱石などの大量のバラ積み貨物を取りあつかう「特殊物資港区」、工場等がある「工業港区」、爆発物や危険物を取りあつかう「保安港区」、ヨットやモーターボートなどスポーツやレクリエーションで使う「マリーナ港区」などがあります。

また港は、「港湾法」という法律によって、“国際戦略港湾”、“国際拠点港湾”および“重要港湾”とそれ以外の“地方港湾”などに分けられています。

中でも大阪港は、神戸港とともに阪神港として、コンテナ港湾としての国際競争力をより強くするための「国際コンテナ戦略港湾」に国から選定されました。この「国際コンテナ戦略港湾」には京浜港（東京港・横浜港・川崎港）も選定され、この5港が港湾法上の“国際戦略港湾”になります。

●2015年4月1日現在の港湾数と国際戦略港湾及び国際拠点港湾の位置図

数字で示した港は 2013年の特に取扱貨物量が多い上位 10 港（単位：万トン）

- 国際戦略港湾（5港）…下図 ▲ 印
- 国際拠点港湾（18港）…下図 ● 印
- 重要港湾（102港）
- 地方港湾（808港）
- 56条港湾（61港）

※「56条港湾」は、港湾法第56条により都道府県知事が水域を定めて公告した港湾です。

